

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
<u>(病気休暇の期間)</u>	<u>(病気休暇)</u>
第24条 教職員が負傷又は疾病による療養のため勤務しないと認められる必要最小限度の期間は、 <u>病気休暇とする。</u>	第24条 病気休暇は、教職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。
2 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合には、必要な期間 <u>病気休暇とする。</u>	<u>(病気休暇の期間)</u>
	第24条の2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他別に定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合（以下「業務上負傷等の場合」という。）は、1年）を超えることはできない。
	(1) 生理日の就業が著しく困難な場合
	(2) 京都大学安全衛生管理規程（平成19年達示第8号）第39条第1項に規定する就業制限の措置を受けた場合
	2 前項の規定により、特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日（業務上負傷等の場合は、1年）を超えたときは、原則として、就業規則第15条第1項第1号の規定による休職とする。
	3 第1項ただし書、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における週休日等以外の日（以下「要勤務日」という。）の日数が3日以下である場合にあっては、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間）の特定病気休暇を使用した教職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた教職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第15条に規定する育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他別に定める時間（以下この項において「育児部分休業等」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児部分休業等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第5項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

改 正 前	改 正 後
<p>(病気休暇の手続)</p> <p>第25条 教職員は、病気休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入し、請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。</p>	<p>4 <u>使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日（業務上負傷等の場合は、1年）に達した場合において、90日（業務上負傷等の場合は、1年）に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日（業務上負傷等の場合は、1年）に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日（業務上負傷等の場合は、1年）を超えることはできない。</u></p> <p>5 <u>使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日（業務上負傷等の場合は、1年）に達した場合において、90日（業務上負傷等の場合は、1年）に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病にかかる特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日（業務上負傷等の場合は、1年）を超えることはできない。</u></p> <p>6 <u>療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書、第3項から前項まで及び次条第2項第1号の規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。</u></p> <p>7 <u>第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、試用期間中の教職員及び再雇用職員には適用しない。</u></p> <p>(病気休暇の手続)</p> <p>第25条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 病気休暇が引き続き1週間を超える場合には、療養を必要とする事由、期間等が明記された医師の診断書をすみやかに提出しなければならない。</p>	<p>2 <u>次に掲げる特定病気休暇を承認するに当たっては、療養を必要とする事由、期間等が明記された医師の診断書をすみやかに提出しなければならない。この場合において、医師の診断書が提出されないとき、提出された診断書の内容によっては勤務しないことがやむを得ないと判断できないときその他特に必要があると認めるときは、部局の長が指定する医師の診断を求めるものとする。</u></p>
<p>3 前項の病気休暇の期間を延長する場合には、当該期間にかかる医師の診断書をすみやかに提出しなければならない。</p>	<p>(1) <u>連続する8日以上</u>の期間（当該期間における要勤務日の日数が3日以下である場合には、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間）の特定病気休暇</p>
<p>4 長期にわたり病気休暇を取得している者が、負傷又は疾病の回復後出勤しようとする場合には、承認を受けなければならない。この場合、勤務することが可能である旨が記載された医師の診断書を提出しなければならない。</p>	<p>(2) <u>請求に係る特定病気休暇の期間の初日前1月間における特定病気休暇を使用した日（要勤務日に特定病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る特定病気休暇</u></p>
<p>5 前3項に掲げる場合のほか、必要なときは医師の診断書を提出させることがある。</p>	<p>3 } 4 } (同 左) 5 }</p>
<p>(病気休暇の単位) 第26条 病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。</p>	<p>(病気休暇の単位) 第26条 病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。<u>ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。</u></p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規程の施行の日において、同日前から引き続き病気休暇を承認されている教職員に係る当該承認されている病気休暇の期間は、施行後の特定病気休暇の期間に含める。</p>

改正前		
別表第1 (第4条、第5条関係)		
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
	(略)	
医学部附属病院リハビリテーション部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後1時まで
教育推進部共通教育推進課に勤務する職員のうち、 <u>教育推進部長</u> が指定する者	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
	午前10時から午後6時45分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
	(略)	

改正後		
別表第1 (第4条、第5条関係)		
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
	(同左)	
	(同左)	
<u>学務部</u> 共通教育推進課に勤務する職員のうち、 <u>学務部長</u> が指定する者	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
	午前10時から午後6時45分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
	(同左)	

別表第2 (略)

別表第2 (同左)

別表第3 (第16条関係)

別表第3 (第16条関係)

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
		(略)		
医学部附属病院放射線部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	(略)	
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後8時30分から翌日午前3時まで、午前6時15分から午前7時30分まで

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
		(同左)		
医学部附属病院放射線部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	(同左)	
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後8時30分から翌日午前3時まで、午前6時15分から午前7時30分まで
			午前7時30分から午後4時まで	正午から午後0時45分まで

改正前					改正後				
教職員の区分	割振り 単位期間	週休日	始業及び終 業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割振り 単位期間	週休日	始業及び終 業の時刻	休憩時間
		(略)					(同 左)		
医学部附属 病院看護部 に勤務する 職員のうち、 医学部附属 病院長が指 定する者	4週間	医学部附 属病院長 が指定す る8の1 日勤務日	(略)	(略)	医学部附属 病院看護部 に勤務する 職員のうち、 医学部附属 病院長が指 定する者	4週間	医学部附 属病院長 が指定す る8の1 日勤務日	(同 左)	(同 左)
			午後4時30分 から翌日 午前9時まで	午後8時30分 から午後9時30分 まで				午後4時30分 から翌日 午前9時まで	医学部附属病 院長が定める 1時間
		(略)					(同 左)		
医学部附属 病院看護部 病棟に勤務 する職員(看 護師長を除 く。)のうち、 医学部附属 病院長が指 定する者	4週間	医学部附 属病院長 が指定す る8又は 7の1日 勤務日	(略)	(略)	医学部附属 病院看護部 病棟に勤務 する職員(看 護師長を除 く。)のうち、 医学部附属 病院長が指 定する者	4週間	医学部附 属病院長 が指定す る8又は 7の1日 勤務日	(同 左)	(同 左)
			午後3時30分 から翌日 午前9時まで	午後8時から 午後10時まで				午後3時30分 から翌日 午前9時まで	医学部附属病 院長が定める 2時間
			(略)	(略)				(同 左)	(同 左)
			午後7時45分 から午前8時30分 まで	午後9時から 午後10時まで				午後7時45分 から午前8時30分 まで	医学部附属病 院長が定める 1時間
			午後8時から 午前8時30分 まで	午後9時から 午後10時まで				午後8時から 午前8時30分 まで	医学部附属病 院長が定める 1時間
医学部附属 病院看護部 手術部に勤 務する職員 (看護師長 を除く。)の うち、医学 部附属病院 長が指定す る者	4週間	医学部附 属病院長 が指定す る8又は 7の1日 勤務日	(略)	(略)	医学部附属 病院看護部 手術部に勤 務する職員 (看護師長 を除く。)の うち、医学 部附属病院 長が指定す る者	4週間	医学部附 属病院長 が指定す る8又は 7の1日 勤務日	(同 左)	(同 左)
			午後7時45分 から午前8時30分 まで	午後9時から 午後10時まで				午後7時45分 から午前8時30分 まで	医学部附属病 院長が定める 1時間
			午後8時から 午前8時30分 まで	午後9時から 午後10時まで				午後8時から 午前8時30分 まで	医学部附属病 院長が定める 1時間
		(略)					(同 左)		

